

開成町監査委員告示第3号

令和3年11月25日及び12月22日に実施した随時監査の報告に対し、開成町長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月2日

開成町監査委員 田中 章
同 下山 千津子

令和4年5月12日

写

開成町代表監査委員 様

開成町長 府川 裕十

随時監査における指摘事項について（報告）

令和3年11月25日及び12月22日に実施された随時監査の指摘事項（6 補足意見（1））について、次のとおり報告します。

1 随時監査実施日

令和3年11月25日（木）及び12月22日（水）

2 指摘事項

農業委員の定数は12名であるが、ひとつの委員会を構成する委員数として、必要かつ適正な数かどうか疑問を感じざるを得ない。

平成19年に委員定数を見直し、3名減した経緯はあるものの、町の農地行政の円滑かつ合理的な執行の観点から、また、農業委員が町長から独立した行政委員であること、さらには、農地利用最適化推進委員を委嘱していない現状も考慮したうえで、農業委員の適正数について検討されたい。

3 指摘事項に対する見解、是正・改善等の内容

適正数について、農地利用最適化推進委員を委嘱していない現状を踏まえて検討します。

現在の委員の任期は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとなっています。

令和6年度に次回改選の手續を実施することから、それまでに開成町農業委員会の意見を踏まえた検討結果を報告します。